

○福島県自然環境保全条例施行規則

昭和四十七年十一月十七日

福島県規則第七十三号

改正 昭和四八年六月一五日規則第五二号
昭和四八年一二月四日規則第八七号
昭和五〇年三月一七日規則第一四号
昭和五三年四月一日規則第一七号
昭和六一年七月二五日規則第六四号
平成三年六月二八日規則第四二号
平成四年三月二四日規則第一六号
平成五年三月二一日規則第三七号
平成六年三月三一日規則第五六号
平成一二年四月一日規則第一一四号
平成一二年一二月二二日規則第一八八号
平成一四年三月二六日規則第二〇号
平成一四年三月二九日規則第五二号
平成一四年九月六日規則第一二一号
平成一五年三月二八日規則第三二号
平成一六年二月一〇日規則第一二号
平成一六年八月三一日規則第七〇号
平成一七年三月一一日規則第一九号
平成一七年九月三〇日規則第一〇九号
平成一八年三月一四日規則第一四号
平成二〇年七月二九日規則第七五号
平成二三年三月一一日規則第一一号
平成二六年二月七日規則第三号
平成二七年三月二四日規則第三八号
令和元年一二月一三日規則第四三号
令和二年一〇月一三日規則第六〇号

福島県自然環境保全条例施行規則をここに公布する。

福島県自然環境保全条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 自然環境保全地域（第三条―第十七条の六）
- 第三章 緑地環境保全地域（第十八条―第二十五条）
- 第四章 削除
- 第五章 福島県自然環境保全審議会（第二十八条―第三十四条）
- 第六章 雑則（第三十五条―第四十四条）
- 附則

第一章 総則

（昭四八規則八七・追加）

（用語）

第一条 この規則において使用する用語は、福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

（昭四八規則五二・追加）

（公的機関）

第二条 条例第十五条第十項第三号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 独立行政法人水資源機構
- 二 日本下水道事業団
- 三 福島県道路公社
- 四 福島県農業振興公社
- 五 福島県林業公社
- 六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定に基づき設立された土地開発公社

（昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・昭五三規則一七・平三規則四二・平一二規則一一四・平一六規則一二・平一六規則七〇・平一七規則一〇九・平二三規則一一・一部改正）

第二章 自然環境保全地域

（昭四八規則八七・追加）

（自然環境保全地域の最低面積等）

第三条 条例第十二条第一項第一号に規定する規則で定める面積は、百ヘクタールとする。

2 条例第十二条第一項第二号に規定する規則で定める面積は、十ヘクタールとする。

3 条例第十二条第一項第三号及び第四号に規定する規則で定める面積は、一ヘクタールとする。

4 条例第十二条第一項第五号に規定する規則で定める土地の区域は、植物の自生地、野生動物の生息地若しくは繁殖地又は樹齡が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域とし、同号に規定する規則で定める面積は、一ヘクタールとする。

(昭四八規則五二・追加)

(自然環境保全地域における保全のための施設)

第四条 条例第十四条第一項に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 管理上必要な巡視歩道、管理舎、標識その他これらに類する施設
- 二 排水施設及び廃棄物処理施設
- 三 植生復元施設、病虫害等除去施設、砂防施設及び防火施設
- 四 給餌施設及び養殖施設

(昭四八規則五二・追加)

第五条 削除

(平一二規則一一四)

(特別地区内における行為の許可申請書)

第六条 条例第十五条第四項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為地及びその附近の状況
- 六 行為の施行方法
- 七 行為の着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

- 一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
- 二 行為地及びその附近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

四 行為終了後における行為地及びその附近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

(昭四八規則八七・追加)

(非常災害の応急措置として行つた行為等の届出書)

第七条 条例第十五条第七項又は第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

一 行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為の施行方法

六 行為の完了の日又は予定日

2 前項の届出書には、条例第十五条第七項の規定による届出にあつては前条第二項第一号に掲げる図面を、条例第十五条第九項の規定による届出にあつては前条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。

(昭四八規則八七・追加)

(特別地区内の行為の許可基準)

第八条 条例第十五条第六項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）を新築すること。

ア 仮設の工作物（ウに掲げるものを除く。）

(1) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物（ウに掲げるものを除く。）

当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及

びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- (一) 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備
- (二) 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第九条第二号において同じ。）その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設
- (三) 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設
- (四) 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設（樹林帯を除く。）
- (五) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- (六) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。）
- (七) 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法第四十条の規定により漁港施設とみなされた施設
- (八) 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第十条第一号カにおいて同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設
- (九) 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設
- (一〇) 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設
- (一一) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下第十三号及び第十条第十一号を除き「道路」という。）であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの
- (一二) 道路を管理するための建築物

- (一三) 鉄道、軌道又は索道
- (一四) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに付帯する建築物を含む。）
- (一五) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設
- (一六) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設
- (一七) 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設
- (一八) 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物
- (一九) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設
- (二〇) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
- (二一) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）
- (二二) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）
- (二三) 教育又は試験研究を行うための工作物
- (二四) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設
- (二五) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路
- (二六) 送水管、ガスパ이프その他これらに類する工作物
- (二七) 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の規定による宗教法人のこれに相当する工作物
- (二八) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物
- (二九) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物（住宅を除く。）
- (三〇) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により

仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物

(三一) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物

(三二) (一) から (五) まで、(七) から (一〇) まで、(一三) 又は (一五) から (二六) までに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

(三三) 条例第十五条第四項の規定による許可を受けた行為（条例第十九条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物

エ アからウまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

(1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

(三) 現に有する建築物の敷地である土地

(四) (一) 又は (二) の土地に隣接する土地（道路又は水路を挟んで接する土地を含む。）

(2) 当該普通建築物の高さが、十メートル（当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(一) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合

(三) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

- (3) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第三号に規定する床面積をいい、同令第一条第二号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。）の合計が、二百平方メートル（当該新築が(2)の（三）の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が二百平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計）を超えないこと。ただし、当該新築が(1)の（一）又は（二）の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。
- (4) 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

- (1) 当該工作物の高さが十メートルを超えず、かつ、水平投影面積が二百平方メートルを超えないこと。
- (2) 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二 工作物を改築すること。

ア 仮設の工作物（ウに掲げるものを除く。）

- (1) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物（ウに掲げるものを除く。）

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 前号ウに掲げる工作物

当該改築の方法及び改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ アからウまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

- (1) 当該改築後の普通建築物の高さが、十メートル（改築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。
- (2) 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

- (1) 当該改築後の工作物の高さが、当該改築前の工作物の高さを超えないこと。
- (2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

三 工作物を増築すること。

ア 仮設の工作物（ウに掲げるものを除く。）

- (1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物（ウに掲げるものを除く。）

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 第一号ウに掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ アからウまでに掲げる建築物以外の建築物（以下このエにおいて「普通建築物」という。）

- (1) 当該増築後の普通建築物の高さが、十メートル（増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。
- (2) 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、二百平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。

(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月

前において現に建築物の敷地であつた土地

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

(3) 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ アからウまでに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(1) 当該増築後の工作物の高さが、十メートル（増築前の工作物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が、二百平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が二百平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。

(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

四 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 土地を開墾すること。

イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ウ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

エ 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

オ 養浜のために土地の形質を変更すること。

カ 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

- イ 水又は温泉を湧出させるために土石を採取すること。
- ウ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- エ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- オ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 水面を埋め立て、又は干拓すること。
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 七 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 八 木竹を伐採すること。
当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 九 知事が指定する区域内において、木竹を損傷すること。
当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 十二 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十三 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十四 次に掲げる行為

前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 災害の防止のために必要やむを得ない行為

イ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

(昭四八規則八七・追加、平三規則四二・平一二規則一一四・平一四規則五二・平一四規則一二一・平一七規則一九・平二〇規則七五・平二三規則一一・平二七規則三八・一部改正)

(特別地区内における行為の制限の対象とならない公的機関の行為)

第九条 条例第十五条第十項第三号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 砂防法第一条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。
- 二 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。
- 三 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。
- 四 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 六 道路(道路法第二条第一項に規定する道路に限る。以下この号において同じ。)を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)
- 七 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は条例第十九条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又

は増築すること。

八 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十二 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（昭四八規則八七・追加、平三規則四二・平二三規則一一・平二七規則三八・一部改正）

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十条 条例第十五条第十項第四号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ウ 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置する

こと。

エ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、（同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。））、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第十五条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第十九条第一項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

オ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

カ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

キ 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

ク 道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ケ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。

コ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

サ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

シ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

ス 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。

セ 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。

ソ 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築

すること。

チ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後において高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ツ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

テ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。

ト 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

ナ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。

ニ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(1)から(3)まで又は(8)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において(1)から(3)まで又は(8)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

(1) 高さが五メートル以下であり、かつ、床面積の合計が三十平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

(2) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが二十メートル以下のもの

(3) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(4) 旗ざおその他これに類するもの

(5) 門、塀、給水設備又は消火設備

(6) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備

(7) 地下に設ける工作物（建築物を除く。(8)において同じ。)

(8) 高さが五メートル以下のその他の工作物

ヌ 条例第十五条第四項の規定による許可を受けた行為（条例第十九条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号（第十三号を除く。）に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

ネ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - イ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。
 - ウ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。
 - エ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。
- 四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - ウ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 五 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。
 - イ 自家の生活の用に充てるために木竹の択伐（単木択伐に限る。）をすること。
 - ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
 - エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 六 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの
- ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
 - イ 自家の生活の用に充てるために、木竹を損傷すること。
 - ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
 - オ 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
 - カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

- キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
- ケ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- サ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- シ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして森林の整備及び保全を図るために条例第十五条第四項第八号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。
- 九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの
- ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十五条第四項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（条例第十五条第四項第九号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。
- イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をする事。
- ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

- エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。
- オ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの
- (1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
 - (2) 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
- 十 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの
- ア 砂防法第一条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。
- イ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ウ 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。
- エ 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- オ 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。
- カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- キ 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- ク 船舶から冷却水を排出すること。
- ケ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- コ 住宅から汚水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く。)
- サ 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。
- 十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

ア 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

イ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ウ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定により地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

エ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

カ 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

キ 土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ク 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

ケ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

十二 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内における同法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第六十三条第一項第一号に規定する事業若しくは

は工事を実施する行為

イ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (2) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- (3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
- (4) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
- (5) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (6) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

エ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為

オ 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為

カ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡、名勝又は天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）

キ 都市公園法第二条第一項の規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第四条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改

築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水面投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

ク 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ケ 工作物の修繕のための行為

十三 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は条例第十五条第四項第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為若しくは条例第十五条第四項第六号に掲げる行為で同条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに付帯する行為

(昭四八規則八七・追加、平三規則四二・平一二規則一一四・平一二規則一八八・平一四規則五二・平一五規則三二・平一七規則一九・平一八規則一四・平二〇規則七五・平二三規則一一・平二六規則三・平二七規則三八・令二規則六〇・一部改正)

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない公的機関の行為)

第十一条 条例第十六条第三項第五号に規定する規則で定める行為は、第九条各号に掲げるものとする。

(昭四八規則八七・追加、平二三規則一一・一部改正)

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第十二条 条例第十六条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第十条第一号、第五号イからオまで又は第十二号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為(同条第一号又は第十二号ウにあつては、工作物を新築することを除く。)

二 条例第十五条第三項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において木竹を伐採すること。

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

イ 学校教育法第一条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

ウ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。

エ 建築物の存する敷地内で行う行為

四 前三号に掲げる行為に付帯する行為

(昭四八規則八七・追加、平三規則四二・平二三規則一一・一部改正)

(野生動植物の捕獲等の許可申請書)

第十三条 第六条第一項の規定は、条例第十六条第三項第七号の規定による許可の申請について準用する。この場合において、第六条第一項中「条例第十五条第四項」とあるのは「条例第十六条第三項第七号」と、「行為の種類」とあるのは「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物の種類及び数量」と読み替えるものとする。

2 前項で準用する第六条第一項の許可の申請書には、位置図及び捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

(昭四八規則八七・追加、平三規則四二・平二三規則一一・一部改正)

(普通地区内における行為の届出書)

第十四条 条例第十七条第一項の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日並びに第三項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第六条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。

3 条例第十七条第一項に規定する規則で定める事項は、行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその附近の状況並びに行為の完了の予定日とする。

(昭四八規則八七・追加、平三規則四二・一部改正)

(普通地区内における工作物の基準)

第十五条 条例第十七条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 海面以外の区域

ア 建築物 高さ十メートル又は床面積の合計二百平方メートル

イ 道路 幅員二メートル

ウ 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ三十メートル

エ ダム 高さ二十メートル

オ 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ二百メートル又は水平投影面積二百平方メートル

カ その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル

二 海面の区域

ア 水底線路、送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ百メートル又は水平投影面積百平方メートル

イ その他の工作物 高さ五メートル又は水平投影面積百平方メートル

(普通地区区内における行為の制限の対象とならない公的機関の行為)

第十六条 条例第十七条第六項第四号に規定する規則で定める行為は、第九条各号に掲げるものとする。

(昭四八規則八七・追加、平二三規則一一・一部改正)

(普通地区区内における届出を要しない行為)

第十七条 条例第十七条第六項第五号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア 第十条第一号に掲げるもの(同号テ、ニ及びヌに掲げるものを除く。)

イ 主として徒歩又は自転車による交通の用に供する道路を新築し、改築し、又は増築すること。

ウ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するものを埋設すること。

エ 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)

オ 条例第十七条第一項の規定による届出(条例第十九条第二項の規定による通知を含む。)を了した行為(条例第十七条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第四項の期間を経過したものに限る。)、この条の各号(第七号を除く。)に掲げる行為又は第十五条第一号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。)を行うための仮設の工作物(宿舍を除く。)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

二 土地(海底を含む。以下この条において同じ。)の形質を変更することであつて次に

掲げるもの

ア 第八条第四号イからオまでに掲げるもの

イ 第十五条第一号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

ウ 面積が二百平方メートル（海底にあつては百平方メートル）を超えない土地の形質の変更で、高さが二メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

ア 第八条第五号イからオまでに掲げるもの

イ 当該行為の行われる土地の面積が二百平方メートル（海底にあつては百平方メートル）を超えず、かつ、高さが二メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

四 水面を埋め立て、又は干拓することであつて、面積が二百平方メートル（海面にあつては百平方メートル）を超えないもの

五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

ア 特別地区内における田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

イ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(1) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2) 用排水施設（幅員が四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後に

において、幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

- (3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
- (4) 宅地を造成すること。
- (5) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。
- (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。）。

ウ 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

エ 第十条第十二号エからケまでに掲げる行為（同号カに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）

オ 建築物の存する敷地内で行う行為（建築物を新築し、改築し、又は増築することを除く。）

七 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（昭四八規則八七・追加、平三規則四二・平二三規則一一・令二規則六〇・一部改正）

（生態系維持回復事業の確認）

第十七条の二 国又は市町村が、条例第十九条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

（平二三規則一一・追加）

（生態系維持回復事業の認定）

第十七条の三 国及び市町村以外の者が、条例第十九条の三第三項の認定を受ける場合は、

次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ 条例又は自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号アからカまでのいずれかに該当すること。

（平二三規則一一・追加、令元規則四三・一部改正）

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請）

第十七条の四 条例第十九条の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第十九条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

三 県、国及び市町村以外の者が、条例第十九条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号ア及びイの規定に該当しないことを説明した書類

（平二三規則一一・追加、令元規則四三・一部改正）

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更）

第十七条の五 条例第十九条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

（平二三規則一一・追加）

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請）

第十七条の六 条例第十九条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

(平二三規則一一・追加)

第三章 緑地環境保全地域

(昭四八規則八七・追加)

(緑地環境保全地域の最低面積)

第十八条 条例第二十条第一項第一号の規則で定める面積は、一ヘクタールとする。

2 条例第二十条第一項第二号の規則で定める面積は、〇・三ヘクタールとする。

(昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・旧第五条繰下)

第十九条 削除

(平一二規則一一四)

(緑地環境保全地域における保全のための施設)

第二十条 条例第二十二條第一項の規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第四条各号に掲げる施設
- 二 街路樹、花壇、芝類等の植栽施設
- 三 広場及び園地

(昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・旧第六條繰下)

(緑地環境保全地域内における行為の届出書)

第二十一条 第十四条の規定は、条例第二十三条第一項の規定による届出について準用する。

この場合において、第十四条中「条例第十七条第一項」とあるのは「条例第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

(昭四八規則八七・追加)

(緑地環境保全地域内における工作物の基準)

第二十二条 条例第二十三条第一項第一号の規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第一種緑地環境保全地域
 - ア 建築物 高さ三メートル又は床面積の合計三十平方メートル
 - イ 道路 幅員二メートル
 - ウ 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ三十メートル
 - エ ダム 高さ二十メートル
 - オ 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ二百メートル又は水平投影面積二百平方メートル
 - カ その他の工作物 高さ三メートル又は水平投影面積三十平方メートル

二 第二種緑地環境保全地域

ア 建築物 高さ十メートル、床面積の合計二百平方メートル又は建築面積の敷地面積に対する割合（建築基準法第五十三条第一項に規定する割合をいう。）十分の三

イ 前号イからオまでに掲げる工作物 同号イからオまでに規定する当該基準

ウ その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル

（昭四八規則八七・追加）

（緑地環境保全地域内における行為の制限の対象とならない公的機関の行為）

第二十三条 条例第二十三条第六項第三号に規定する規則で定める行為は、第九条各号に掲げる行為とする。

（昭四八規則八七・追加）

（第一種緑地環境保全地域内における届出を要しない行為）

第二十四条 条例第二十三条第六項第四号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第十条第五号に掲げるもの

二 第十七条各号に掲げるもの（同条第一号オ及び第二号イに掲げるものを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 条例第二十三条第一項の規定による届出（条例第二十三条第八項で準用する条例第十九条第二項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第二十三条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第四項の期間を経過したものに限る。）、この条の各号（第四号を除く。）に掲げる行為又は第二十二条第一号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

イ 第二十二条第一号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うために当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

四 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（昭四八規則八七・追加、平三規則四二・一部改正）

（第二種緑地環境保全地域内における届出を要しない行為）

第二十五条 条例第二十三条第七項第二号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第十条第五号に掲げるもの

二 第十七条各号に掲げるもの（同条第一号オ、第二号イ並びに第六号イ及びオに掲げるものを除く。）

三 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 条例第二十三条第一項の規定による届出（条例第二十三条第八項で準用する条例第十九条第二項の規定による通知を含む。）を了した行為（条例第二十三条第二項の規定による命令に違反せず、かつ、同条第四項の期間を経過したものに限る。）、この条の各号（第六号を除く。）に掲げる行為又は第二十二条第二号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築若しくは増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

イ 第二十二条第二号に規定する基準を超えない工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）を行うために当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形質を変更すること。

四 前三号に掲げるもののほか、農業、林業又は漁業を営むために行う行為

五 前各号に掲げるもののほか、建築物の存する敷地内で行う行為

六 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（昭四八規則八七・追加、平三規則四二・一部改正）

第四章 削除

（昭五〇規則一四）

第二十六条及び第二十七条 削除

（昭五〇規則一四）

第五章 福島県自然環境保全審議会

（昭四八規則八七・追加）

（組織）

第二十八条 条例第二十七条第三項の規定による審議会の委員の任命は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数の範囲内で行うものとする。

- 一 関係行政機関の職員 二人
- 二 市町村の長 二人
- 三 その他の学識経験を有する者 二十三人

(昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・旧第九条繰下、昭六一規則六四・平四規則一六・平一四規則二〇・一部改正)

(専門委員)

第二十九条 専門委員は、審議会及び第三十二条に規定する部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・旧第十条繰下・一部改正)

(会長の職務の代理)

第三十条 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・旧第十一条繰下)

(会議)

第三十一条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会の委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催する会議は、知事が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・旧第十二条繰下)

(部会)

第三十二条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、会長が招集する。
- 7 部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 8 部会の議事は、出席した部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

部会長の決するところによる。

- 9 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・旧第十三条繰下)

(幹事)

第三十三条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・旧第十四条繰下)

(その他)

第三十四条 この規則に定めるもののほか、審議会に議事その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

(昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・旧第十五条繰下)

第六章 雑則

(昭四八規則八七・追加)

(保全地域の指定等の案の公告)

第三十五条 条例第十二条第四項(同条第九項及び条例第二十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について、福島県報に登載して行うものとする。

- 一 保全地域の名称
- 二 保全地域(区域の拡張の場合にあつては、当該拡張に係る部分)に含まれる土地の区域又は海域

三 保全区域の指定又は区域の拡張の案の縦覧場所

2 条例第十三条第四項及び条例第二十一条第三項において準用する条例第十二条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項について、福島県報に登載して行うものとする。

- 一 保全地域に関する保全計画(変更の場合にあつては、当該変更に係る部分に限る。次号において同じ。)の概要
- 二 保全地域に関する保全計画の案の縦覧場所

(昭四八規則八七・追加)

(公聴会)

第三十六条 知事は、条例第十二条第六項(同条第九項、条例第十三条第四項、条例第二十

条第四項及び条例第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見をきこうとする案件を公告するとともに、当該案件に関し意見をきく必要があると認めた者(以下「公述人」という。)にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の公告は、公聴会の日前三週間前までに福島県報に登載して行うものとする。
- 3 公聴会は、知事の指名する県の職員が議長として主宰する。
- 4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち異議がある旨の意見書の提出をした者その他意見をきこうとする案件に対して異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。
- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 7 公述人及び発言を許された者の発言は、意見をきこうとする案件の範囲をこえてはならない。
- 8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲をこえて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(昭四八規則八七・追加)

(標識)

第三十七条 条例第三十五条第一項の規定による保全地域の標識は、第二号様式によるものとする。

(昭四八規則八七・追加)

(自然保護監視員の資格及び権限)

第三十八条 自然保護監視員の任命は、通算して一年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事した者のうちから行う。

- 2 条例第三十二条第一項の規定により自然保護監視員に行わせる権限は、条例第十八条及び条例第二十四条の規定による命令(条例第十五条第四項第一号、第二号及び第四号、条例第十七条第一項第一号、第二号及び第四号並びに条例第二十三条第一項第一号、第二号

及び第四号に掲げる行為については、中止を命ずることに限る。)とする。

(昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・旧第十六条繰下、平一二規則一一四・一部改正)

(自然保護監視員等の身分証明書の様式)

第三十九条 次の各号に掲げる職員の身分証明書は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然保護監視員 第三号様式
- 二 自然保護指導員 第四号様式
- 三 条例第三十三条第一項に規定する職員 第五号様式
- 四 条例第三十四条第一項に規定する職員 第六号様式

(昭四八規則八七・追加)

(補償請求書)

第四十条 条例第三十六条の規定による損失補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出して行うものとする。

- 一 請求者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 二 補償請求の理由
- 三 補償請求額の総額及びその内訳

(昭四八規則八七・追加)

(許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第四十一条 条例第十五条第四項若しくは条例第十六条第三項第七号の規定による許可を受けた行為又は条例第十七条第一項若しくは条例第二十三条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第六条第二項若しくは第十三条第二項又は第十四条第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(第三項において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

- 2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。
- 3 第一項の場合を除くほか、条例第十五条第四項若しくは条例第十六条第三項第七号の規定による許可の申請又は条例第十五条第九項、条例第十七条第一項若しくは条例第二十三条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略すること

ができる。

(昭四八規則八七・追加、平三規則四二・平一二規則一一四・平二三規則一一・一部改正)

(教育又は学術研究として行う鉱物の掘採等又は動植物の採取等の通知書)

第四十二条 第十三条の規定は、第十条第三号エ又は第十二条第三号イの規定による通知について準用する。この場合において、第十条第三号エに規定する通知にあつては、第十三条第一項中「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物」とあるのは「掘採する鉱物又は採取する土石」と読み替えるものとする。

(平三規則四二・全改)

(意見の聴取)

第四十三条 知事は、法又は条例の規定による許可の申請又は届出(公的機関が行なう行為に係る協議又は通知を含む。)があつた場合において、自然環境の保全に関し必要があると認めるときは、関係市町村の長の意見を求めることがある。

(昭四八規則五二・追加、昭四八規則八七・旧第十七条繰下)

(書類の経由)

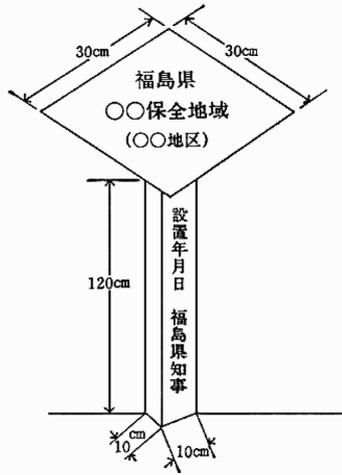
第四十四条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の福島県地方振興局の長を経由しなければならない。この場合において、二以上の地方振興局の管轄区域にまたがる事項に係る書類については、その事項が主として関係する土地を管轄する地方振興局の長を経由して提出するものとする。

(昭四八規則八七・追加、昭五三規則一七・平三規則四二・平六規則五六・一部改正)

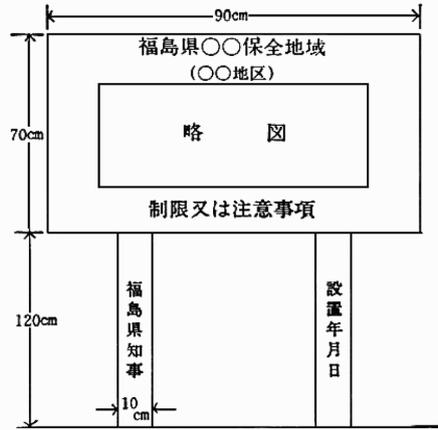
附 則

この規則は、昭和四十七年十二月二十日から施行する。

第2号様式(第37条関係)
(その1) 保全標識



(その2) 説明板



第三号様式(第三十九条関係)

(表)

| | | |
|----|--------|---|
| 年 | 写真貼り付け | 第 |
| 月 | | 身 |
| 日 | | 分 |
| 交付 | | 証 |
| 福 | | 明 |
| 島 | | 書 |
| 県 | | |
| 知 | 職 | 所 |
| 事 | 所 | 属 |
| 印 | 氏 | 名 |

この証明書を携帯する者は、福島県自然環境保全条例第十八条及び第二十四条に規定する中止命令等を行う自然保護監視員である。

福島県自然環境保全条例(抄)

(中止命令等)

第十八条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十五条第四項若しくは第十六条第三項の規定に違反し、若しくは第十五条第五項(第十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分を違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(中止命令等)

第二十四条 知事は、緑地環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分を違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(自然保護監視員等)

第三十二条 知事は、自然環境を保全するため、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護監視員を命じ、第十八条及び第二十四条に規定する権限の一部を行なわせることができる。

2. 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

3 (略)

第四十一条 第十八条又は第二十四条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す。

福島県自然環境保全条例施行規則(抄)

(自然保護監視員の資格及び権限)

第三十二条 自然保護監視員の任命は、通算して一年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事した者のうちから行う。

2. 条例第三十二条第一項の規定により自然保護監視員に行なわせる権限は、条例第十八条及び条例第二十四条の規定による命令(条例第十五条第四項第一号、第二号及び第四号、条例第十七条第一項第一号、第二号及び第四号並びに条例第二十三条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる行為については、中止を命ずることに限る。)とする。

(裏)

(裏)

3 知事は、自然環境の保全状況をは握し、及び自然環境の保全のための指導等にあたらせるため、自然保護指導員を置くことができる

2 (略)

第三十二条 (略)

(自然保護監視員等)

福島県自然環境保全条例(抄)

福島県知事



年 月 日 交付



写真はり付け

職 所 属
氏 名

身 分 証 明 書

第 号

(表)

この証明書を携帯する者は、福島県自然環境保全条例第三十二条に規定する自然環境の保全のための指導等を行う自然保護指導員である

第五号様式(第三十九条関係)

(表)

この証明書を携帯する者は、福島県自然環境保全条例第三十二条に規定する検査等を行う職員である。

| | | |
|----------------------------|--------|--------|
| 第 身 分 証 明 書 | 所 属 | 氏 名 |
| 写真貼り付け | | |
| 年 | 月 | 日 |
| 交付 | | |
| 福島県知事 印 | | |

(裏)

福島県自然環境保全条例(抄)

(報告及び検査等)

第三十二条 知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第十五条第四項若しくは第十六条第三項第七号の規定による許可を受けた者若しくは第十七条第二項若しくは第二十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命じられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に保全地域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第十五条第四項各号、第十六条第三項本文、第十七条第一項各号若しくは第二十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処す。

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 第三十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第三十三条第一項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 七 (略)

この証明書を携帯する者は、福島県自然環境保全条例第三十四条に規定する
 実地調査のための立入り、標識の設置等を行う職員である。

(表)

| | | |
|--------|----|----|
| 身分証明書 | 所属 | 氏名 |
| 写真貼り付け | | |
| 年 | 月 | 日 |
| 交付 | | |
| 福島県知事 | | |

福島県自然環境保全条例(抄)

(実地調査)

第三十四条 知事は、保全地域の指定若しくはその区域の拡張、保全地域に
 関する保全計画の決定若しくは変更又は保全地域に関する保全事業の執行
 に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立
 ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若し
 くはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。た
 し、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めると
 ころによる。

(裏)

- 2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あ
 らかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有
 者。以下この条及び次条において同じ。)及び占有者並びに木竹又はかき、
 さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければ
 ならない。
 - 3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等
 で囲まれた土地に立ち入りつてはならない。
 - 4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなけ
 ればならない。
 - 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者
 は、正当な理由がない限り、第二項の規定による立入りその他の行為を拒
 み、又は妨げてはならない。
- 第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処
 する。
- 一、四 (略)
 - 五 第三十四条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入り
 その他の行為を拒み、又は妨げた者
 - 六 (略)
 - 七 (略)

第六号様式(第三十九条関係)

附 則（昭和四八年規則第五二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以降最初に開催する審議会の会議は、知事が招集する。

附 則（昭和四八年規則第八七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年規則第一四号）

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年規則第一七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の公益質屋法施行細則等の規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分は、改正後の公益質屋法施行細則等の相当規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分とみなす。

附 則（昭和六一年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三号様式から第六号様式までの改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第四二号）

この規則は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成四年規則第一六号）

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成五年規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年規則第五六号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の公益質屋法施行細則等の規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分は、改正後の公益質屋法施行細則等の相当規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分とみなす。

附 則（平成一二年規則第一一四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県自然環境保全条例施行規則第三号様式による身分証明書は、平成十四年三月三十一日までの期間に限り、改正後の福島

県自然環境保全条例施行規則第三号様式による身分証明書とみなす。

附 則（平成一二年規則第一八八号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年規則第二〇号）

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に委員の任期満了に伴い新たに組織される審議会について適用し、施行日前に組織された審議会については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年規則第五二号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第八条第一号ウの（八）及び第十条第一号カの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年規則第三二号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第七〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一九号）

この規則中第十条第一号タの改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一〇九号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成一八年規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第七五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第一一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第八条第一号ウ（一四）及

び（三二）、第十条第十号（「附帯する」を「付帯する」に改める部分に限る。）、第十二条第三号及び第四号並びに第十七条第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福島県自然環境保全条例施行規則第八条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）第十五条第四項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた同項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県自然環境保全条例施行規則第三号様式、第五号様式及び第六号様式による身分証明書は、その有効期間内においては、それぞれ改正後の福島県自然環境保全条例施行規則第三号様式、第五号様式及び第六号様式による身分証明書とみなす。

附 則（平成二六年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第三八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条第九号の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則（令和元年規則第四三号）

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和二年規則第六〇号）

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

第一号様式 削除

(昭50規則14)

第2号様式 (第37条関係)

(昭48規則87・追加、昭61規則64・一部改正)

第三号様式 (第三十九条関係)

(昭四八規則八七・追加、昭六一規則六四・平五規則三七・平一二規則一一四・平二三規則一一・一部改正)

第四号様式 (第三十九条関係)

(昭四八規則八七・追加、昭六一規則六四・一部改正)

第五号様式 (第三十九条関係)

(昭四八規則八七・追加、昭六一規則六四・平五規則三七・平二三規則一一・一部改正)

第六号様式 (第三十九条関係)

(昭四八規則八七・追加、昭六一規則六四・平五規則三七・平二三規則一一・一部改正)